

美幌町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例

1 対象となる施設

地域型保育事業(4種類…家庭的保育・小規模保育・事業所内保育・居宅訪問型保育)

- * これらについては、今まで統一した基準がなかったため、子ども・子育て新制度の実施に当たり、新たに市町村の認可事業として児童福祉法に位置づけて一体的に整備していくこととなりました。

2 各類型の区分

- ① 家庭的保育…利用定員5人以下
- ② 小規模保育…配置されている保育従事者の区分によりA型・B型・C型に区分
 利用定員6以上19人以下
- ③ 居宅訪問型保育…基本は1対1
- ④ 事業所内保育…地域にも開放する場合に限る
 利用定員により保育所型と小規模型に区分

3 条例制定について

改正後の児童福祉法第34条の16第1項(平成27年4月1日施行予定)により、家庭的保育事業等の設備及び運営について市町村の条例で定める必要があります。

美幌町においても、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例」を制定する必要があります。(施行予定は平成27年4月1日)

*児童福祉法上は、地域型保育事業を「家庭的保育事業等」と総称しています。

4 従うべき基準と参酌すべき基準

具体的に市町村が条例を定めるに当たっては、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)」に示す、

- ① 従うべき基準…特別な理由がなければ異なる基準を定めることができないもの
- ② 参照すべき基準…国が示す事項を参考とし、地域の実情に合わせて独自の基準を定めることができるもの

のどちらかに分類されているのかを踏まえ、内容を検討することとされています。

5 美幌町の考え方

国から示された基準に従って条例化することとしています。

地域型保育事業の認可基準について

小規模保育事業の認可基準について

- 小規模保育事業に近い事業から移行を想定し、A型(保育所分園、ミニ保育所に近い類型)、C型(家庭的保育(グループ型)に近い類型)、B型(中間型)の3種類を設ける。
- 特に、B型に近い事業では、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1／2以上としているが、同時に、小規模な事業であることに伴い、職員配置を求めて、質の確保を図る。
- また、保育士の配置比率の設定を検討する上で、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしていく。

<主な認可基準>

保育所		小規模保育事業		C型	
職員数	資格	0歳児 1・2歳児	3:1 6:1	保育所の配置基準+1名	0～2歳児 (補助者を置く場合、5:2)
職員	保育士 ※保健師又は看護師の特例 有(1人まで)	1人当たり1.65m ² ほふく室 1人当たり3.3m ² 2歳以上 保育室等 1人当たり1.98m ²	0歳・1歳児 1人当たり3.3m ² 2歳児 1人当たり1.98m ²	0歳・1歳児 1人当たり3.3m ² 2歳児 1人当たり1.98m ²	0歳～2歳児 いざれも1人3.3m ²
設備・面積	給食	自園調理 ※公立は外部搬入可(特区)	自園調理 (連携施設等からの搬入可)	自園調理 (連携施設等からの搬入可)	自園調理 (連携施設等からの搬入可)
児童等	調理員	調理室 調理員	調理設備 調理員	調理設備 調理員	調理設備 調理員

- ※ 小規模保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。
- ※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島へき地においては、連携施設等について、特例措置を設ける。
- ※ また、給食、連携施設の確保に関する事項については、移行に当たっての経過措置を設ける。

家庭的保育事業等の認可基準について

<主な認可基準>

○ 家庭的保育事業等については、現行の事業からの移行や、それぞれの事業形態、特徴等を踏まえ、基準を設定する。

職員	職員数	家庭的保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
資格	0～2歳児 3:1 家庭的保育補助者を置く場合 5:2	定員20名以上 保育所の基準と同様	0～2歳児 1:1	必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
保育室等	0歳～2歳児 1人当たり3.3m ²	定員19名以下 小規模保育事業A型、B型の基準と同様	—	—
設備・面積	—	—	自園調理 (連携施設等からの搬入可)	自園調理 (連携施設等からの搬入可)
処遇等	—	—	調理設備 調理員 (3名以下の場合は、家庭的保育補助者を置き、 調理を担当すること可)	調理設備 調理員 (3名以下の場合は、家庭的保育補助者を置き、 調理を担当すること可)

* 家庭的保育事業、事業所内保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。(事業所内の卒園後の受け皿に関しては、地域枠の子どものみ対象)

* 連携施設や保育從事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。
※ また、給食、連携施設の確保に関する特例措置を設ける。